

生徒心得細則（掲示用）

I 学校での生活について

- (1) 朝の登校時は、SH開始10分前までに校舎敷地内に入るように心がける。
下校時刻は、午後7時00分とする。（定期考査期間については早めることがある）
※SH開始のチャイムの鳴り始めに教室に在ること。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、朝8時20分までに連絡をする。
※生徒本人の不注意による遅刻の場合は、1回目はクラス担任から指導する。
累計2回目はクラス担任、学年主任から指導し、保護者に連絡する。
累計3回目は生徒指導課から指導し、翌日から5日間連続でSH開始20分前までに早朝登校する。
累計4回目以降は生徒指導課から指導し、翌日から5日間連続でSH開始20分前までに早朝登校する。
累計7回目以降は特別指導の対象となる可能性がある。
- (3) 早退をする場合は必ずクラス担任に連絡してから下校する。クラス担任不在の場合は、副担任または教務室等の先生に連絡する。
- (4) 挨拶の励行を心がけ、他者に対する言動に注意し、互いに快く学校生活を送るように努める。
- (5) 教務室・研究室・事務室等の出入りには、ノックをし、「失礼します」「〇年〇組の※※です」「***の用件で参りました」「失礼しました」等の声をかける。また、コート類は脱いで入室する。
- (6) 遅刻したときに入室をする場合は、教務室にある「入室許可書」に理由を書き、許可を得てから教室に入る。入室の際は、軽くノックをして静かに入り、「入室許可書」を教科担任に渡す。
- (7) 内履き・外履きの区別を徹底する。
- (8) 履物や所持品には必ず名前を記入する。
- (9) 貴重品はロッカーに入れ施錠する。あるいはクラス担任に預ける。
※携帯電話等も登校時に電源を切りロッカー入れ施錠する。または、電源を切りカバンの中に入れる。
- (10) 服装・頭髪について（就職・進学試験を受けるときの服装・頭髪を基準とする）
 - ①登校する場合は常に制服を着用する。制服は紺色スーツとし、下にカッターシャツを着用する。左襟に徽章をつける。夏季はカッターシャツ（長袖・半袖）、または半袖ポロシャツを着用する。
 - ②11月1日～4月30日までの期間は、カッターシャツには常にネクタイを着用する。
但し、学校から指定があった場合は、指示された服装に合わせる（式典など）。
 - ③冬季スカートを着用の場合は、ストッキングは黒色か肌色とする。また、冬季は制服の下に学校指定の白のベスト、または黒・紺・グレーのセーターかカーディガンとし、袖や裾がはみ出さないものを着用する。
 - ④靴はスニーカーやローファーとする。→※サンダル・クロックス等は禁止する
 - ⑤靴下は、白・紺・グレー・黒の無地なものとする。→※会社の商標等のワンポイントは認める
 - ⑥禁止事項
 - 頭髪は、パーマ・カール・脱色・着色をしない。
 - マニキュア等、爪の着色をしない。
 - 装飾品（指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアス、カラーコンタクト、カラーリップ等）を身につけない。
 - ベルトは華美ではない、黒、茶色のものとする。

※服装・頭髪について再三の指導を受け入れない場合は、改善して再登校してもらう可能性がある。
- (11) 所持品について
※不要な所持品は生徒指導課で一時預かる
 - ① 学業に不必要な物品（雑誌・週刊誌・ゲーム機・トランプ等）を校内に持ち込まない。
 - ② ナイフ・小刀等、他人に危害を及ぼすような危険なものは所持しない。
 - ③ 他人の所有物を無断で使用しない。

- ④ 教材は個人ロッカー以外の場所に放置しない。
- ⑤ 所持品を紛失した場合は直ちにクラス担任に申し出る。

(12) 携帯電話等について

① 校内での使用を禁止する。

※校内で無許可で使用した場合は、その回数に応じて指導する

累計1回目はその日の放課後までクラス担任が預かり指導する。

累計2回目は翌日までクラス担任が預かり、クラス担任・学年主任が指導し、保護者に連絡する。

累計3回目は生徒指導課が預かり、翌日以降に保護者へ返却する。

累計4回目以降は生徒指導課が預かり、翌日以降に保護者へ返却する。

累計7回目以降は特別指導の対象になる場合がある。

② フィルタリングを外さない。

外したことが判明した場合には、フィルタリングを再度設定するように指導する。

(13) 外出について

① 外出は当日の授業が終了するまで原則として禁止する。

② やむを得ず昼食を買うため等に外出する場合は、必ずクラス担任または教務室等の先生に連絡し、許可を得てから外出する。

(14) 体育や全校集会等で教室を空ける場合は、電灯を消して節電に心がける。節水にも協力する。

(15) 机上の落書き・壁の落書き等、公共物を汚したり破損したりする行為は絶対にしない。

(16) 自転車通学について

① 自転車通学を希望するものは必ず届け出る。その際、学校指定のステッカーを貼り、名前を記入する。

② 自転車は決められた所定の場所におく。

③ 雨天時の自転車通学は慎む。また、傘差しをしての運転は絶対にしない。

④ 積雪時の自転車の使用は厳禁する。

⑤ ヘルメットを着用する。

(17) 下足ロッカーの上に私物は置かない。

(18) 下校時刻を守り、不必要に校舎内に残らず、速やかに下校する。

(19) 学習態度について

① 教科書やその他の教材を忘れた場合は、予め授業開始前に教科担当の先生に届け出て指示を受ける。

② 授業の始まる5分前には教材の用意及び授業を受けるための心の準備をしておくようにする。

③ 自習の時間は、課題が教科担当の先生から指示されていない場合でも、次時の授業の予習に取り組むなど有効に過ごす。

④ 予習・復習の励行は授業を受けるための基本的な態度であり、自ら生活習慣の中に定着できるように心がける。

(20) 体育館では速やかに行動し、集合・整列ができるように心がける。

(21) 昼食時は、各自教室でとる。

II 校外及び家庭での生活について

(1) 高校生にふさわしい健康管理・自己管理のために、学習時間の確保、起床・就寝時間の設定等、規則正しい生活習慣の確立に努める。

(2) 外出の際は、服装が華美にならないように気を配るとともに、行き先・同行者・帰宅時間等を家の人に告げておく。なお、夜間の外出はできる限り避け、やむを得ず外出する場合は、午後9時までに帰宅する。

- (3)友人との交際は、何かと互いに影響を受けやすい年代でもあるため、相手にとっても自分にとっても良友となるような関係性構築に努める。同時に、輪高生としての立場を忘れず良識をもって行動する。
- (4)バイク(原付・自動二輪)・自動車の免許を無断で取得したり、無免許運転は絶対にしてはならない。
- (5)日曜日や休日には、家の手伝いや自分の趣味・特技を伸ばすなどして、余暇の上手な利用に心がける。
- (6)アルバイトは、学業に専念する立場にあることから、原則認めない。やむを得ない場合は保護者からの依頼を受けて、クラス担任及び本人が生徒指導課へ許可願を提出し、許可を得てから行うこと。
- (7)飲酒・喫煙・薬物乱用は絶対にしてはならない。
- (8)交通ルールをしっかりと守る(校門付近の道路横断は横断歩道を活用する)。
※校門付近の駐停車は近隣住民からの苦情や交通トラブルのもとになるため禁止する。

III 諸願届について

- (1)欠席・遅刻・欠課をした場合は、クラス担任に連絡する。
- (2)次の場合は届出があったとき欠席・欠課の扱いをしない。
 - ①忌引のとき
 - ②学校代表として認められたとき
 - ③学校が認めた進学・就職のための受験に行ったとき
 - ④交通機関の事故や遅延のとき
 - ⑤法定伝染病で出校停止になったとき
- (3)次の場合は届書を用いて、その旨を学校に届け出る。
 - ①保証人に変更があったとき
 - ②自己および保証人の転居、改名があったとき
 - ③休業中に旅行・キャンプ等を実施するとき
 - ④校内外の怪我・および交通事故等の災害があったとき
 - ⑤対外的行事に参加するとき
- (4)次の場合には生徒指導課に届け出て、その許可を受ける。
 - ①刊行物の発行・校内放送・宣伝ビラの配布をのぞむとき
 - ②校内に掲示をしようとするとき
 - ③異装を希望するとき
 - ④自転車通学をするとき
 - ⑤やむを得ず報酬を伴うアルバイトに従事するとき
 - ⑥運転免許を取得しようとするとき
- (5)次の場合には直ちにクラス担任に届け出るか報告する。
 - ①登校後に外出または早退を希望するとき
 - ②紛失物・または拾得物があったとき
 - ③部加入または退部を希望するとき
 - ④下宿の開始・変更・および中止があったとき
 - ⑤学割の交付を受けたいとき
 - ⑥校舎・校具を汚損したりまたは汚損を発見したとき
 - ⑦放課後長時間にわたって教室を利用したいとき
 - ⑧学校に提出すべき書類・金銭の提出が遅れたとき

